

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

| | | | |
|---------------|--|-----------------|-------|
| 処分の内容 | 森林経営計画の認定の取消し | | |
| 根拠法令 及び条項 | 森林法 第16条 | | |
| 処分 基準 | <input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当） | | |
| | 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当） | | |
| | 【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （認定の取消し） 第十六条 市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林経営計画に係る第十一条第五項の認定を取り消すことができる。 一 認定森林所有者等が、第十二条第一項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかったとき。 二 認定森林所有者等が、第十四条の規定に違反していると認められるとき。 三 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。 | | |
| 処分基準 設定年月日 | 令和6年2月5日 | 処分基準 最終変更年月日 | 年 月 日 |
| 所管部署 | 環境経済部 産業振興課 | | |
| 備考 | | | |

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。